

西武労組

発行責任者
青野 稔

はたらく人も、
ほほえむ人へ。

西武労組HP
seiburouso.com

twitter
西武労働組合
@seibu_rouso
西武観光分会
@kankou_bunkai

第1回団体交渉

経営側へ生活苦を切実に訴える

団交議事録

10月5日、西武観光バスとの第1回団体交渉が「サピオ稲荷山」の貸し会議室にて18時30分から開催された。会社側からは丸山人事部長、小沢観光営業課長、労務課から早船氏、石寄山中総合法律事務所から吉野代理人、江島代理人、前嶋代理人が出席。

9月12日付「組合結成通知並びに団体交渉申入書」に記載した要求項目に沿って尾崎書記長から要求趣旨説明を行った。

「1」労働基準法通りに支払っていない根拠として

組合側「①就業規則が変形労働時間制の成立要件を満たしていないこと。(始業終業の時刻及び休憩時間の記載なし)②1分5円の待機手当が割増賃金計算の基礎へ算入されていないこと③就業規則に休憩時間1時間と記載されており、それ以上の控除は就業規則違反に当たる。現時点で組合側が把握している労働基準法違反はこの3点である。」

会社側「検討し改めて回答する」

「2」折り待ち時間が休憩時間として扱われていることについて。

組合側「西武自動車裁判での裁判所の判断や、北九州市営バスでの地裁判決でも折り待ち時間は労働時間であると判示されている」「折り待ちでは実際には客扱いなどを行なっているため休憩時間には当たらない。労働時間である」と主張。

会社側「着発として3分は労働時間カウントしている」

組合側「仮に4分の折り待ちで3分は労働時間としても、1分では休憩時間とは言えない」「これは裁判所でもどのようには評価したのかは会社側は分かっているはずである」

会社側「裁判所や裁判官によってはその評価は変わる」「折り待ちをひとつひとつ精査していかなければならない」

組合側「会社側が折り待ちひとつひとつについて話し合う姿勢があるのであれば、組合もその用意はあるが、全て休憩時間であると一貫して主張するのであれば訴訟提起せざるを得ない」

会社側「折り待ちについても改めて検討し、回答する」

「3」祝日に当たる年間16日を特定休暇として与えることについて。

組合側「本社勤務者は暦通り休日があるのに対し、営業所勤務者は年間104日の公休、これでは公平性に欠ける。祝日に当たる年間16日を特定休暇として与え、年間休日数を同等にすべきである」

「4」秩父営業所の運転士に業務手当を支給することに

組合側「9月27日付『回答書』にて(秩父営業所の運転士に)現時点で乗務手当を支給しなければならぬ必要性は認識していないとの回答に対し、逆に他営業所の運転士、ガイトに乗務手当を支給している必要性は何であるのか」

会社側「貸切は長距離を走行するため支給している」

組合側「秩父営業所の運転士も距離の長いダイヤもある」「同じ会社、同じバスの運転士でありながら一方に支給しないのはおかしい」

会社側「その都度経営判断によって支給を決めてきた経緯がある」「秩父営業所の運転士も貸切仕業に乗務すれば乗務手当は支給している」

「5」無用な休憩時間を短縮し、出勤から退勤までの拘束時間を縮めるよう努力することについて。

組合側「次の発車時刻まで間が空きすぎているダイヤや、例えば22ダイヤなど、もっと詰めるか、他の路線と併合するなど工夫して拘束時間を縮めてほしい」

会社側「秩父市やお客様からの要望で運行時間を決めていく関係上、間を詰めたりにすることは難しい」

組合側「中休ダイヤは他社労組でも問題視しており、会社側へ改善するよう要求している。単純に拘束時間を縮めて欲しいという要求なのであれば思っている。どんな形であれ、今の現状を考えて頂きたい」

会社側「団体交渉の場でご意見として聞けたので、手段として乗務手当が良いのか、ベースアップが良いのかというところで、改めて検討する」

今後検討して欲しい」
「6」高橋分会長
 が勤務表に記載のない増務24ダイヤを断つたことを理由に指導カード・顛末書を書くよう所長から迫られている件について。
組合側「内田所長にヒヤリングを行ったのか、行ったのであればどのような内容であったのかを教えてください」
 「9月27日付『回答書』での貴社からの回答は事実を理解していないかと思えない回答である」
会社側「ヒヤリングについては行った。高橋分会長が8月13日の24ダイヤはできない。休むと言ったため、13日の24ダイヤを走ってくれる人を探したが見つからず、急遽運行助役が24ダイヤを運行したと聞いています」
 「4月29日から土日祝日のみ5ダイヤの前に24ダイヤをやってもらうことが決定し周知している。個人別交番表に記載がなくても周

知していたのだから、それを断るのは指導に値する。会社には残業命令権がある。従わなければならない」
組合側「班会議で聞いてはいるが、決定したとは聞いていない。班会議では4つある班全てに聞いてから決定するのじゃないか」と言われている。残業命令権があっても強制残業はできない。会社がやれと言ったら労働者は絶対に断つてはいけないというわけではない」
会社側「決定したことを聞いてはいなかったとしても実際に4月29日から運用されてきたのは知っていたはず。高橋分会長が土日祝日にその5ダイヤが回って来なかっただけで」
組合側「5月7日も5ダイヤが入っていたが、この時は24ダイヤはやっていない」
 「内田所長から聞いているのはそれだけなのか。8月10日の終業点呼時に運行管理者から1

3日の24ダイヤを言われたが、親の介護があり、24ダイヤはどうしてもできない。やらなければならぬと言っているのであれば、13日は年休を取得したいと運行管理者へ申し出たところ、12日に運行助役から連絡が入り、5ダイヤだけでいいからやってくださいと言われた。この運行管理者、運行助役とのやり取りを内田所長からは聞いていないのか」
会社側「そこまでは聞いていない。事実確認を行って改めて回答する」
「7」組合活動保障について。
組合側「コピー機、ファックスや組合掲示板等の組合活動保障については継続協議として要求を続ける」
 「ただし組合本部などからの郵便物に関しては当該組合員へ渡して頂きたい。そこだけはお願いする」
「8」人事約款締結要求について。
組合側「これも組合

活動保障同様に今後も要求を続ける。継続協議とすること」
会社側「今回団体交渉の回答は10月27日まで回答する」
高橋次長による不当労働行為について
会社側「あっせん申

団体交渉まのめ

分会としては人生初の団体交渉で、開始するまでは多少の不安や緊張感はあるものの、いざ始まつてみると高橋分会長も深田書記長も非常に落ち着いており、発言もしつかり出ていきました。要求項目についてはその場では即答しない、いわゆる「持ち帰り団交」というスタイルで、本来であれば決定権のある役員が出席すべきであった、これについては会社側へ強く求めていかなければならない。6の内田所長のパワハラ問題についても、パワハラではない、会社の対応は

請に応じるかどうかはこれから検討し労働委員会へ回答する」として本件についての言及を避けた。
 以上を持って西武観光分会の第1回団体交渉は終了した。
 たことを理由に指導カードや顛末書を書けという話しは一度も聞いたことがありません。この記事を讀まれた大半の方も「それはおかしい」と思われたかと思えます。確かに会社には特定の条件さえ満たしていれば残業命令権があります。しかしながら残業を命令されたからと言って100%従わなければならないのかというところは大きな間違えです。労働者は生身の人間です。体調不良もあれば家族もいます。増務に協力できる時はあります。それなりの理由があつて断らなければならぬ時もある出てくるのです。
 さて要求項目についてですが、今回の団体交渉では前述した通り「持ち帰り団交」です。ですので回答を引き出すことは出来ませんが、労働組合は瞬発力より持久力です。正当な要求を掲げ、諦めずに粘り強く交渉していくことが大切です。

瞬発力も時として必要ですが、全速力で走り続けなければいずれば失速してしまいます。走る時は走り、歩くときは歩く。休みた

継続は力なり！

共にガンバロー！

いときは休む。組合員で力を合わせながらゆっくりでもいいので少しずつ前進していきましょう！